

東京大学史料編纂所所蔵『集』について

伴 瀬 明 美

はじめに

東京大学史料編纂所には、『集』と題された一冊の謄写本（請求番号二〇〇九一六）が架蔵されている。その謄写奥書によれば、本書は、昭和九年に当時東京市在住の八代恒治氏が所蔵していた『集』を謄写したものとされる。この『集』は、四〇以上の文書・典籍・抄物類がまさしく『集』め写されたもので、「以甘露寺家所持本令書写者 天保十二年三月 光成」という広橋光成の書写奥書があり、八代氏以前の伝来がうかがえる。本書の所収史料のなかには、応永一四年の宣陽門院御領目録や室町院領目録など広く知られた史料も含まれており、自治体史等の史料集に引用掲載されることも少なくない。しかし、『集』という書物全体についての書誌学的な考察は行われていないようである。そのため筆者は、昨年度、この謄写本『集』について基礎的考察をこころみ^①た。その後、藤原重雄氏より、史料編纂所所蔵特殊蒐書「裏松家本」のなかに『集』という冊子があるとの御教示をうけた。裏松家本は、一九五四年に史料編纂所が徳大寺公英氏より購入したもので、近世後期の有職故実家裏松固禪（光世）の自筆書写本・草案類を数多く含む史料群である^②。

藤原氏の御教示にしたがって裏松家本『集』と謄写本『集』を比較し

たところ、「集」という書名はもとより、所収史料の内容、さらには字配りに至るまで両書は一致すること、さらに、前掲の広橋光成の書写奥書が裏松家本にはないことから、この裏松家本『集』こそが謄写本『集』の祖本であると考えられることがわかった。

謄写本『集』を用いた先度の考察においては、本書の原形態をうかがうことが困難であるという障壁があり、結果として不確定の部分を多分に残さざるをえなかったが、祖本が判明したことによって、この障壁はとりのぞかれたことになる。そこで、祖本である裏松家本『集』によって、あらためて本書の書誌学的考察をこころみ、あわせて所収史料の簡単な紹介を行いたい。

以下では、単に本書、あるいは『集』とよぶ場合、裏松家本『集』をさすこととする。

一 『集』の概要

本書は、縦一四・九センチ、横二〇・二センチの袋綴。共紙表紙で九九丁、墨付き九六丁。表紙右上隅に『集』と打ち付け銘がある。冊子全体に虫損がみられ、とくに後半は虫損がかなり進んだ状態にある。ちなみに、謄写本にはおそらく親本の縦寸法を示すと思われる界線が各頁の上下に引かれているが、これは裏松家本の縦寸法に近似している。

次に本書の構成である。謄写本による考察の段階では、「集」という表題が当初からの書名かどうかは不明であったが、本書の銘によって、「集」が当初からの表題であった―少なくとも作成者によって付されたであろう―ことがわかる。遊び紙に次いで三丁オモテから「目六」で、本書に収められている典籍・文書類の書名が並んでいる。左にその積文を掲げた。「○」印および合点はすべて朱筆で記されている。なお、書名下の括弧内の数字は、解説の便宜のため筆者が付したものである。

【積文】

目六

〔この箇所には「裏松文庫」蔵書印あり〕

○女房官品(一)

○諸陵雑事(二)

○古文書三卷

京御領御所跡

(三)①

六条殿御修理間充

(三)②

泉涌寺領

(三)③

○平治元年齋宮寮公文(四)

○旧記目録三卷(五)

○中院通一公筆旧記写(六)

○腰輿御修理注進状(七)

○長元九年大嘗会本文屏風(八)

○葉黄記殿拍子合(九)

○内膳奉膳等庭朝臣注進三通写(一〇)

○侍臣更衣事(一一)

○入道左府記延暦元年十一月十六日(一二)

○疊事(一三)

○天曆御記応和三年八月十九日廿日(一四)

同四年七月十日

○更衣雜抄(二五)

○古文書三通

室丁院御領一通(二六)①

宣陽門院御領一通(二六)②
下京東島一通(二六)③

○古文書五通

○庄園古文書(一八)

○古文書二通御折之事

(一九)

○作法古実(二〇)

○九条禅閣藤行説付隨身等事(二二)

○大判事章茂記(二三)

○北面始仮名記(二三)

○応安四年御讓位記大夫史兼治(二四)

四丁オモテからが本書の本文といふべき文書類の写しの部分となるが、この部分は、後掲の積文からわかるように、へ朱丸が付いた見出し様の表題(冒頭「目六」と対応する)へ・典籍・文書等の写し・
〈書写奥書・(署名のない)花押〉を小単位とし、それが繰り返されるという構成になっている。⁽⁵⁾一丁の行数・字数は、書目によってまちまちである。稿末【奥書一覽】に所収史料すべての書写奥書を掲げたが、その日付や内容からみて、本書は、花押の主が、様々な人々からその所蔵するところの典籍・文書類を借り出し、順次、冊子に書き写していったものと考えられよう。

二 『集』の編者

それでは、この花押(写真1)の主は誰か。これについては、先度の考察において裏松固禪であろうと推定したが、⁽⁶⁾他ならぬ裏松家本史料中に『集』の祖本をみいだしたことによって、裏松家を再調査したところ、整理中の固禪自筆書写本群中の『浅浮鈔』に「寛政九年四月十二日

写真1

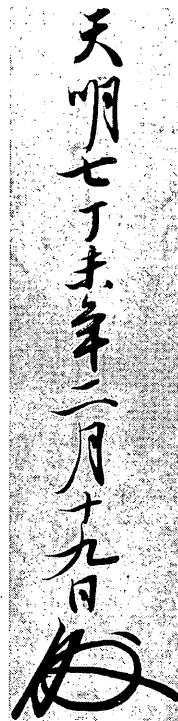


写真2



写 固禪(花押)という奥書(写真2)を発見した。これによって、花押の主が裏松固禪であること、すなわち『集』の編者が固禪であることが確定した。裏松家中には、この花押の奥書をもつ書写本が他にも複数みられるが、筆者の管見の限りでは、『浅浮鈔』一例を除いて花押と署名と共に備えたものはなく、固禪は通常花押か署名かという使い分けをしていたと思われる。

裏松固禪は元文元年(一七三六)生まれ。宝暦八年(一七五八)、二五歳の時に宝暦事件に連座して遠慮を命ぜられ出家したが、その後も有職故実の研究をつづけ、『大内裏図考証』を執筆。天明八年(一七八八)に焼けた内裏の新造にあたって松平定信より諮問をうけ、寛政二年(一七九〇)の内裏再建においては、その著作『大内裏図考証』とともに大きく貢献したとされている。『集』が成立した年代は、固禪が出仕をとおめられていた時期から参内を許され内裏造営に参与しはじめた時期にかかっており、『集』の存在は、裏松家本に含まれる大量の自筆書写本とともに、この時期、固禪が精力的に有職故実研究を進めていたことがうかがわれるものである。

次に、『集』所収史料の親本の借用元としてみえる人々についてふれておこう。まず、(二二)・(八)・(一四)の親本所蔵者としてみえる「無仏斎」「亀石堂」とは、藤原貞幹である。いうまでもなく、『国朝書目』『好古日録』等の編著作があり『大日本史』編纂を助けたともいわれる著名な有職故実家である。

「伴積興宿禰」「尾崎玄蕃頭」「縫殿頭」等としてもっとも多くの奥書にみえるのは、尾崎積興。天明五年五月に玄蕃頭、同七年八月に縫殿頭となつている。彼も、『江家次第秘抄』等の著作がある有職故実家である。

(一一)・(一五)で「頼理朝臣」とみえるのは、錦小路頼理。父祖と同様典薬頭に任じ、『医方明鑑』『本草薬名備考和訓鈔』の著書もある。固禪の没後、固禪の娘・門人らによって『大内裏図考証』三〇巻の写本(現宮内庁書陵部所蔵)が作成されたことが西井芳子氏によって明らかにされているが、この写本の奥書(固禪の娘直子によるもの)には頼理の名が見え、彼が固禪の門人であり、この写本作成を助成していたことがわかる。

(一三)の「故宗直朝臣」は高橋宗直。天明五年正月没。御厨子所預を世襲する高橋家に生まれ、『大床子朝餉等御膳図』『宝石類書』等の編著作をのこしている。

(二三)・(二四)に「日野中納言資規」「日野中納言」とみえるのは日野資矩で、私家集『日野資矩集』のほか、『文政度大嘗会次第並備忘』等の著作がある。

このように、彼等はいずれも一八世紀末の京都における有職故実家達である。彼らの名は、『集』のみならず多くの固禪書写本に文書の貸借相手としてみえており、彼等と固禪との間に文書類の相互貸借を通じた交流が存在していたことがうかがえよう。

三 『集』所収史料の概要

本来、『集』全体を翻刻すべきであるが、四〇点を超える文書・典籍類すべてを掲載することは紙幅の都合で不可能であるので、ここでは、「目六」で「古文書△通」というように一括された文書類についてのみ積文を付した。また、同様の事情で解説についても、積文を付せなかつた典籍類を中心に、注目すべき所見がえられるもの、『国書総目録』（以下『国書』と略す）に書名がみえないものについてとりあげることにした。なお、以下で用いる書目名は、「目六」記載のものではなく、見出し様の表題として各典籍・文書の前に付されたものである。⁽¹⁴⁾

(一) 女房の官しなの事

本史料は、「女房官品」「女官志」等の名称で多くの伝本がある。かつて徳大寺家本『女房官品々』について簡単な解説を行った際に『集』本を含めた諸本についても述べたので、詳細についてはそれを参照されたいが、『集』本は、権少外記中原定友の書写奥書を持つという点で群書類従本と同系統の伝本に属すると考えられる。

(二) 諸陵雑事注文

本史料は『丹鶴叢書』六に翻刻されているが、その奥書には次のよう
にみえる。

享保二十年七月八日、以古本写之、

御厨子所采女正紀宗直

明和庚寅六月五日夜、以宗直朝臣真蹟本写之、

藤原貞幹

『集』本の親本は藤原貞幹所蔵本であるから、この明和七年貞幹書写本がそれである可能性もあろう。また、『国書』によれば静嘉堂文庫本は

明和七年藤原貞幹写ということであるから、これが自筆本であれば、『集』本の親本はこの静嘉堂文庫本であるかもしれない。なおここにみえる紀宗直とは、(一五)の親本所蔵者である高橋宗直である。したがって、この奥書からは高橋宗直と固禪・貞幹との関係がうかがえよう。

(三) 古文書三卷

積文参照。①の「京御領御所跡」は、今のところ他本の存在を確認できないが、『国書』で『国朝書目』にみえるとして書名のみがあげられている「京御領御所跡記」は本史料をさすと思われる。⁽¹⁶⁾とすれば、本史料はいわば『集』によってその存在が確認されたことになる。これと同じことがいえるのが、②の「六条殿御修理間宛」、(七)の「注進腰興御修理之事」で、やはり『国書』には『国朝書目』にみえるとして書名のみが掲出されているものである。⁽¹⁷⁾ これらも『集』によってその内容を知ることができたといえよう。興味深いのは、『国朝書目』の編者が藤原貞幹であることであって、『国朝書目』に書名がみえるということは、貞幹はその存在を認識していたということになる。⁽¹⁸⁾ さらに、これらの親本はいずれも尾崎積興蔵本であるから、これらの三書目は固禪と貞幹と尾崎積興との交流をうかがわせるものともいえよう。

(四) 平治元年齋宮寮公文

この文書は、『集』の他に、京都国立博物館保管『義天録』（内題「新編諸宗教蔵総録」）第一巻の裏書にみえる。『義天録』はもと高山寺蔵本であったが、⁽¹⁹⁾『集』本の親本尾崎積興本と高山寺本との関係は不明である。固禪は本史料にみえる「寮」を齋宮寮であるとして表題をつけているが、この考証が正しかったことは、稲本紀昭氏の研究によって証明されている。⁽²⁰⁾

(五) 旧記目録三卷

「一卷 御記物目録」と題され、「寛平御記」他の御記と「諸家記」と

を書き上げたもの(①)と、「又一巻 伏見殿御記目六」と題された、長暦・建保、後伏見院等の御記の目録(②)と、「又一巻 被渡岡松殿御櫃目六 永徳二」と題される典籍目録(③)の三巻を書写したものの。本史料とはほぼ同じ目録がかつて大須文庫(真福寺宝生院)に存在したと考えられ、その写本が影写本『書籍目録大須本』(請求番号三〇〇五―)として本所に架蔵されている。この大須本については、各目録の性格についての考察を含め田島氏が詳細な検討を行っており、全文の翻刻もなされているので、まずは田島氏の研究を参照されたい。²¹⁾ 田島氏によれば、これらの目録は、①②は崇光院から栄仁親王に伝えられた伏見宮家所蔵の図書目録、③は永徳二年の後円融天皇の讓位に関連した持明院統御所内での書籍の移動に関わる蔵書目録である。

『集』本と大須本では、その体裁において大きな相違がある。『集』本は、①②③が各一卷と記され、親本は卷子であったと思われるのに対し、大須本は切り紙八枚分として影写され、「御記物目録」と「被渡岡松殿御櫃目六」には端裏書があり、さらにこれらの目録の前には、各目録名が書き上げられ「書籍目録」という端裏書をもつ目録一紙がある。²²⁾ こうした相違は、『集』本との親本の違いに由来すると考えられるが、大須本の原本の所在は不明であるうえ、写本からでは原本の形態を明確に推定することはできない。『集』本については、奥書に親本所蔵者の記載はなく、表題の下に「以真本写之」と記されているのみである。この「真本」を、先度の考察では「真福寺本」のことであろうとしたが、一般に「真本」とは「正本」の意で用いられることを考えれば、ここでも正本をさすとみるべきであろう。しかし、この正本が具体的に何を指すかは今のところ明らかにしえない。ちなみに、大須本には諸処に書き損じがあり、田島氏も指摘しているように重複箇所が存在するが、『集』本にはこれらはみられない。

(六) 中院通一公筆旧記筆写
中院某による旧記の写しをさらに書写したものと考えられ、「建武二年閏十月十三日開白如法仏眼法」と題された某記の「廿日」条(A)、「承元五年正月廿五日於水無瀬殿被修之、慈鎮和尚也」に続く某記の「閏正月四日」条・「廿九日」条(挿入符で四日条の前におかれる)(B)、「親頭筆跡」と見出しがつけられた八月十日付書状の写し(C)からなる。

Aは、建武二年閏一〇月七日から宮中でおこなわれた如法仏眼法²³⁾に関するもので、Aと同じ記文は『門葉記』如法仏眼法一 如法仏眼法現行記「入道親王」「建武二年閏十月十三日^{辛卯}為變異并三合御折於内裏^{當小路}被始修如法仏眼法」にみえる。『門葉記』の当該部分は、某記の建武二年閏十月十三日〜廿日条記文からなっており、記主はとくに記されていないが、内容的に見て尊円入道親王と考えられる。したがって、Aは尊円の日記の一部ということになる。Bも、承元五年正月二五日から水無瀬殿でおこなわれた如法仏眼法に関するもので、やはり『門葉記』同「和尚」「承元五年正月廿五日於水無瀬殿被修之」に廿九日条・閏正月四日とほぼ同じ記文がみえる。こちらの『門葉記』当該部分は複数の日記から成っており、この両日の記文は、内容的にみて慈円が記したと考えられるが、「今日深雪」以下は、慈円以外の人物によって書かれたもののように思われる。A Bいずれも、仏眼法の修法期間中に降雪があり、それにちなんだ和歌の贈答が行われたことが記されており、この部分が抄出された目的は、この内容にあったものと考えられる。慈円・尊円ともに他にはままとまった形で日記が残されていないことや記述内容の相似から、A Bと『門葉記』との関係が注目されるが、単純に『門葉記』から抄出したものとするには留保が必要であろう。

Cは、外記政を行う場所についての先例等を尋ねた万里小路中納言あ

て書状で、年付はない。A Bとはまったく内容も性格も異なるCがなぜA Bのあとに書き継がれているのかは問題だが、固禪の奥書からは、少なくとも彼が見た段階ですでにこの構成となっていたと考えられる。なお、「中院通一」が誰か特定することはできなかった。読者の御教示を乞うところである。

(七) 注進腰輿御修理之事

釈文参照。(三)の解説で述べたように、従来、『国朝書目』に書名のみが伝わっていたものである。

(九) 葉室黄門定嗣卿記 殿拍子合

『葉黄記』寛元四年一月一八日条で、摂政一条実経第で行われた清暑堂御神楽の習礼についての記文である。⁽²⁵⁾

(一〇) 内膳奉膳等庭朝臣注進三通

「御台六本饌物非例員数如敷高杯饌物居例」とされる一通、御台二本・同一本・机一脚それぞれの場合の饌を記したもの一通、「被減高杯本数例」とされる一通、計三通の勘例である。内膳奉膳等庭は濱島等庭。宝暦四年(一七八四)から寛政元年(一七九二)まで奉膳に任ぜられ、⁽²⁶⁾ 礼儀故実に精通し、奉膳の公務日記を記し始めた人物とされている。編著に『尚食類林』『饌林類纂』がある。この三通の注進については借用元に関する記述がみえないが、等庭が固禪と同時代人であることからすると、等庭から直接入手したと考えられる。

(一一) 侍臣更衣事

藏人の更衣に関する記事を儀式書・故実書・古記録等から抄出したもの。この書名では『国書』にみえないが、類似の内容をもつ書目は多く、それらと比較検討を試みる必要がある。

(一二) 入道左府記延慶元年十一月十六日記

延慶元年一月一六日の花園天皇の即位式に関する記録。親本所蔵者

である尾崎積興が本記文は忠教卿記であろうとの勘物を付しているのに対して、固禪は公衡公記であると改めているが、これは固禪の考証が正しい。『史料纂集 公衡公記』では書陵部所蔵柳原本御即位部類記所収記文によって当該箇条が翻刻されている。

『集』本で注目されるのはその本奥書であって、

本云

申下 禁裏新写御本令助筆書写之手加一校了、

万治三年正月十三日 頭権右中弁藤原判^(註照房)

とあるように、「禁裏新写御本」によって書写したとされていることである。田島公氏によれば、寛文六年以前、後西上皇の主導によって禁裏文庫書籍の副本が作成されており、万治四年の大火で禁裏文庫が焼失した後も、この副本によって、後水尾天皇らが収集した朝議に関わる貴重な書籍が現在も東山御文庫として伝わったとされる。⁽²⁷⁾ この指摘をふまえると、「禁裏新写御本」とは、時期的にみてまさにその副本ではないかと考えられよう。なお、東山御文庫の収蔵書目には「入道左府記 延慶元年御即位 一冊」がみえる。⁽²⁸⁾

(一二) 古文書 畳事

纏欄縁等の畳の寸法を敷設する場所に応じて増減することについて記した「一紙」である。当然ながら『国書』にも書名はみえず、著者も明らかでない。奥書には、先年書き写していたものを改めて『集』に書き載せたとあり、『集』の成立を考えるうえで興味深い。

(一四) 天曆御記

① 広平親王の元服に関する応和三年八月二十日条記文。『親王御元服部類記』所収記文と一致する。

② 改元に関する応和四年七月十日条記文。このときの改元については、「応和四年甲子革命勘文」・「改元宸記」等に史料があり、⁽²⁹⁾ そのいずれ

においても「天曆御記」記文がひかれているが、注目されるのは、改元宸記が『集』本とおなじく七月十日・七日・八日という配列になっていることである。このことから、『集』本（親本である貞幹所蔵本）は「改元宸記」を抄出したものである可能性も考えられるが、「改元宸記」は作成年代・編者とも不明で、伝本は統群書類従本のみであるので、詳細は明らかにしたい。

（無番）地下佐更衣事 等庭勘文

これは、一六・八×一四・〇センチの斐紙系統の紙に書き付けられ五〇丁ウラのと付近に貼付されているもので、冒頭「目六」の書目中にはみえない。地下佐の更衣について、「自曆記」建久九年一〇月八日条が抄出されており、見出しによれば、前出の濱島等庭による勘文である。これも、（一〇）同様、固禪が等庭から直接入手したものである。この勘文は、謄写本においては本来の箇所から剥がれ落ちてしまっており、現状では最終丁ウラに貼付されている。

（二六）古文書三通

三通のうち、①は「室町院関東御返事并御領目六有」と肩書され、元亨四年の関東事書と年次不明の室町院領目録とが書き継がれたもの一通で、長文であるうえにすでに翻刻も試みられているため、³⁰ 釈文は付さなかった。②は、応永一四年三月に前筑前守島田益直が注進した宣陽門院領目録一通。これについても、『大日本史料』七一八、応永十四年三月は月条に掲出されているため、釈文は省略した。

（二七）古文書五通

② 釈文参照。明応九年九月二十八日に没した後土御門天皇の追号に関する後柏原天皇からの諮問に対する左大臣菊亭公興と前関白近衛尚通の答申である。この諮問について記す『後法興院記』同年一〇月二六日条には、「追号事、人々申詞尋記之」として諸人の答申が記されており、②

はそのなかの前関白と左大臣の申詞と一致する。
④ 釈文参照。貞和四年一〇月二日に、洞院公賢が太政大臣に任ぜられた際における勘文。『園大曆』同年一〇月二〇日条所引奉行家司記に同じものが引用されている。

（一八）庄園古文書

③ 釈文参照。「四通一巻」とあるが、このうち三通目については、史料編纂所所蔵謄写本『京都御所東山御文庫記録』甲六十八（請求番号二〇〇一一一六六）にこれと同じ文書が存在する。

④ 釈文参照。同じ内容の文書が同『京都御所東山御文庫記録』甲百八（請求番号二〇〇一一一〇〇）に存在するが、そちらは年付が建武三年となっている。

⑤・⑥・⑦および（一九）の二通、計五通の文書は史料編纂所所蔵影写本『久能木文書』³²中に同じものが存在する。これらの文書は、内容的に相互の関連性はうすいが、すべて積興の所蔵していたもので、さらにすべて『久能木文書』³³中にみえるという点から考えて、まとめて伝来していたと考えられる。ただし、積興所蔵のものと久能木氏所蔵のものとの関係は明らかにしたい。

（二二）大判事章茂記

「応永廿三年九月十一日室町殿春日御参詣右衛門権佐宣光召具間事」とされる記文および文書。『大日本史料』七一二十五、応永二十三年九月十一日条に関連史料があり、本記文についても『勸修寺家旧蔵記録』（京大文学部所蔵）所収本を底本とした翻刻が掲出されている。

以上、甚だ簡略な解説にとどまったが、各所収文書の書誌については、関係諸本を綿密に調査し校合等を行うことによって、新たな知見をえることができるであろう。

おわりに

最後に、『集』の伝来について考えたい。『集』は、その形状から考えれば、固禪が自らの研究のため、手控えのようなものとして作成したと思われる。しかし、謄写本『集』の存在は、『集』がまったくの個人的用途として用いられるものに終わったわけではなく、『集』自体の成り立ちがそうであるように、他家へ貸し出され、転写されていったことを示している。謄写本の奥書によれば、固禪によるもつとも新しい奥書から早くも一〇年の間に、甘露寺家→広橋家と転写されているのである。

以上のように、『集』は、その多様な所収文書類において、また、近世後期の京都公家社会における知的交流のネットワークをうかがえる点において、非常に興味深い書物である。とくに後者については、先におられた濱島家文書の研究においても、文書の貸借を通じた知的交流が存在したことが明らかにされている。⁽³⁴⁾今後、裏松家のみならず各蔵書家における調査が進められたならば、こうしたネットワークの構造が立体的にうかがいがつてくるであろう。それは、近世後期の京都公家社会を考える一つの切り口ともなる。

〔注〕

(1) 発表の場は東京大学史料編纂所第三三九回研究発表会であり、発表内容の要旨は『東京大学史料編纂所報』三五号(二〇〇〇年一〇月)一六五頁に掲載されている。

(2) 裏松家本については、西井芳子氏が「裏松固禪の自筆遺稿―主として大内裏図考証と皇居年表について―」(『古代文化』二〇一四、一九六八年四月)でその概要を紹介されている。なお、西井氏が調査された当時はほとんど未整理状態であったようだが、その後徐々に整理が進み、現

在は仮目録(「裏松家記録目録」)が作成されている。

(3) 語句の不一致はまみられるが、転写の過程での誤写とみなしうる範囲である。稿末「校異一覽」を参照されたい。なお、本書には「本可△」といった墨書による校訂、および朱書による校訂が散見するが、いずれも謄写本に墨書・朱書で引き継がれている(謄写本にはさらに史料編纂掛によってなされた校訂がみられる)。

(4) 謄写本には、この頁に「高嶺文庫」の印文をもつ蔵書印影がある。

(5) 前述のように、謄写本では最後の「書写奥書・(署名のない)花押」のあとに広橋光成の書写奥書がある。

(6) 前掲要旨参照。その際には、「固禪按、此一卷齋宮寮公文也」(「平治元年齋宮寮公文」(四))・「固禪考之、此記蓋公衡記歟」(「入道左府記」(一一))という按文から固禪に着目し、裏松家本の固禪自筆書写本群をさぐったところ「集」と同じ花押奥書をもつ『夜鶴装束鈔 定家御撰』を発見したため、この奥書の筆跡と固禪自筆書写本の筆跡とが相似していること、固禪書写本の親本借用元が謄写本『集』所収史料のそれと共通するものが多く、書写年代も重なっていること等から、この花押は裏松固禪のものであると考えた。この比定は結果としては誤っていないかったことになるが、裏松家本を再調査した結果、大きく書き改めることとなった。なお、藤原氏の御教示によって見いだした『集』原本は、整理中の固禪書写本類のうちにあつたものだが、仮目録にはすでに書名が掲載されていた。つまり新たに発見された文書ではなく、すでに存在が確認されているながら筆者が見落としていたのである。筆者の調査の粗忽さを露呈するものであり、恥じ入るところである。

(7) 次に一例を掲げる。

『為相卿五節仮名装束記』奥書

冷泉為相卿自筆之以卷物写之留者也、

寛政五年九月廿六日 以伴積興宿祢本写之、(花押)

筆者の調べたかぎりでは他にこの花押をもつ固禪書写本は、以下のとおり。『青蓮院尊祐法親王御口伝・女中書文乃次第』／『源語秘訣鈔』／『上卿故実』／『高僧伝 画』／『羽林要秘鈔・後中記・久安四年十二月六日

葬送記・年代不知類聚鈔』／『富家語拔書・中外鈔』／『魚書秘伝別鈔』
／『雁衣鈔・雜事鈔狩衣部』／『玉英・公衡公記・宣房公一品拝賀記・
永享九年行幸記・吉槐記』／『通茂卿実連卿七十賀記』／『仁部御記』
／『経光卿記・忠光卿記・宣明卿記・資定卿記・兼宣公記』／『花園院
御記』。

(8) 以上の固禪の略伝は、西井芳子「裏松固禪とその業績」『平安博物館研
究紀要 第2輯 平安文化の研究1』(一九七一年)に拠った。

(9) 『大内裏図 附大内裏図考証』六六冊。四五二函三号。

(10) 注(2) 西井論文。

(11) 目録上・中・下、卷三付録上・中・下、卷四下、卷五上上・下、卷
十二上・下、卷十三上・三十(終)の各巻、続巻六冊の全冊。一例として
卷十五上・下の積文を掲げる。

(卷十五上 奥書)

「文化九年壬申四月、情京人写之、錦小路頼理卿周旋其事、卿者先考之門
人也、
藤原直子(印章略)」

(卷十五下 奥書)

「文化十年癸酉夏、紹介錦小路頼理卿写之、
藤原直子(印章略)」

これらのうち卷十七の奥書については、西井氏が、この巻のみは固禪自
筆本であることを示すものとして紹介されている(前注論文)。論文中に
はその挿入写真もあるが、参考のため積文を掲げておく。

「此一巻、先考所手書稿本也、不肖今因錦小路頼理卿得写全部、以此充一
巻、欽慕之至、謹記始末、
文化十年癸酉五月
藤原直子(印章略)」

文化十年癸酉五月 藤原直子(印章略)」

(12) 彼らが親本所蔵写等としてみえる固禪書写本の一部の奥書を稿末に
【固禪書写本奥書(抄)】として掲げた。

(13) とくに藤原貞幹と固禪との交流については、裏松家史料中に含まれる
固禪自筆書等にもとづく西井氏の考察がある(注(8)論文)。

(14) 前述のように「目六」と表題は対応するが、両者で異なる書名(別称・
略称等)を用いている場合もある。

(15) 『東京大学史料編纂所報』三五号、一七〇頁。「第四十回常設展示 四

女房官品々々。

(16) 『国朝書目』巻中に「京御領御所跡記 一卷」とある。「国朝書目」
は、長澤規矩也・阿部隆一編『日本書目大成』第三巻(汲古書院、一九
七九年)所収の影印版を用いた。以下同。

(17) それぞれ、「六条殿御修理間充記 一卷」(巻中)「註進腰輿御修理 一
巻」(巻中)とある。

(18) 『国朝書目』は、貞幹が「本朝書籍目録」・「本朝書籍目録別録」を
増補して編んだものであるが、ここでとりあげた三書目は、いずれも
「以△為記者今所加」とされる△印がつけられたものであり、貞幹が増補
した書目にあたっている。

(19) 史料編纂所所蔵影写本「新編諸宗教蔵総録裏書」(請求番号三〇七一・
〇七一五)影写奥書。また、この影写本を底本としたものが、『平安遺文』
に「某寮納物注文」(三〇三二号)として掲載されている。

(20) 稲本紀昭「斎宮寮とその経済」(三重大学教育学部研究紀要)二九一
三、社会科学、一九七八年)。稲本氏は、文書中に所納物としてあげられ
ているものが延喜式斎宮寮にみえる「諸国送納庸」物とはほぼ同じであ
ることから、この寮は斎宮寮であったとした。なお、稲本氏は『平安遺文』
本を用いている。

(21) 田島公「中世天皇家の文庫・宝蔵の変遷―蔵書目録の紹介と収蔵品の
行方―」科学研究費補助金(基盤研究(A)(2))研究成果報告書『東山
御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究』(二〇〇一年
三月)。積文には「集」本の語句との校異も示されている。

(22) この目録には、「渡岡松殿書櫃目録」(「集」本の③)・「御記物目録」
(同①)・「伏見殿御記目録」(「後伏見院御記目録」(同②)と四つの目録
が書き上げられており、この順番で目録が配列されている。ちなみに、
【集】本では、「伏見殿御記目録」と「後伏見院御記目録」は一卷に収め
られている。

(23) 『大日本史料』六一、建武二年閏十月七日条に関連史料がある。

(24) 『大日本史料』四十一、承元五年正月二十五日条に関連史料がある。

(25) 『大日本史料』五一二十一、寛元四年十一月十八日条掲出史料として

翻刻されている。

(26) 濱島家および等庭については、須田肇「近世の内膳司について」、『学習院大学史料館紀要』五（一九八九年四月）が詳しい。

(27) 田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書—古代・中世の古典籍・古記録研究のために—」、『日本社会の史的構造』古代・中世（思文閣出版、一九九七年）。

(28) 前掲科研報告書所収「東山御文庫本マイクロフィルム目録（稿）」。

(29) 『大日本史料』一一一、康保元年七月十日条。

(30) 本文書については、拙稿「東寺に伝来した室町院遺領相論関連文書について」、『史学雑誌』一〇八一—三、一九九九年三月の「おわりに」を参照されたい。

(31) 『鎌倉遺文』二二—三〇七号。

(32) 請求番号三〇七一・三六一九九。大正四年に当時東京市日本橋区室町在任の久能木宇兵衛氏が所蔵していた文書を影写したものである。

(33) ちなみに、ここにあげた四通が「久能木文書」所収文書のすべてではない。

(34) 先にふれた濱島等庭も、多くの故実書・古記録類を筆写・収集し、公家らと文書の貸借を行っていたことが明らかにされており、その貸借先のなかには尾崎積興の名もみえる（西村慎太郎「近世後期地下官人と「朝廷社会」—内膳司を事例として—」一九九九年四月、地方史研究協議会日本史関係卒業論文発表会報告レジュメ）。

【奥書一覧】

番号は「目六」で付したものと対応する。本奥書は省略した。

(一) (書写奥書なし)

(二) 右一帖、以無仏齋所蔵之本写之、元本錯簡誤字繁多也、聊校訂之、

天明七年丁未年二月九日、(花押)

(三) 以尾崎玄蕃頭蔵本写之、于時天明七丁未年三月四日 (花押)

(四) 右一帖以伴積興宿欄蔵本書写畢、天明七年四月九日 (花押)

(五) 右、天明七年五月廿七日書写、(花押)

(六) 右、随一見写之、積鬱^{云々}消息本書有誤字少々、加校訂畢、天明七年六月朔日 (花押)

(七) 右一帖、以積興宿欄蔵本写之、天保七年七月九日 (花押)

(八) 天明七年丁未八月廿九日以石龜堂蔵本写之、(花押)

(九) 右一帖、以広橋家本書写校合了、天明八年正月廿一日 (花押)

(一〇) 天明八年正月廿二日書写畢 (花押)

(一一) 右一帖、以頼理朝臣本令書写了、寛政三年五月三日 (花押)

(一二) 右一冊以積興宿欄本書写一校畢、寛政三年五月四日 (花押)

(一三) 右一紙、古文書者故宗直朝臣所蔵也、先年書写畢、今日反古之中得之、仍書載之、寛政三年五月十八日 (花押)

(一四) 右一帖、以龜石堂蔵書拜写、于時寛政三年六月六日 (花押)

(一五) 右一帖、以頼理朝臣所蔵之本書写之、寛政三年十一月朔日 (花押)

(一六) 右三通、從伴積興宿欄借之謄写畢、寛政四壬子年正月九日 (花押)

(一七) 以上五通、以積興宿欄所蔵写之、寛政四年正月十日 (花押)

(一八) 以上以積興宿欄本書写之、寛政四年正月十日 (花押)

(一九) 以上二通、以積興宿欄本書写、寛政四年正月十日 (花押)

(二〇) 寛政四壬子年正月十二日写之、(花押)

(二一) 寛政四壬子年正月十四日書写、(花押)

(二二) 右一冊以縫殿頭蔵本写之、寛政四年正月廿一日 (花押)

(二三) 以日野中納言^{美規}脚本書写之、寛政四年正月廿一日 (花押)

(二四) 以日野中納言蔵本書写、寛政四年正月廿一日 (花押)

【固禪書写本奥書（抄）】

※ (一) 内は、整理過程で付された仮番号である。

『革命革命考』(裏松4)

以縫殿頭家本令書写之、

寛政十二年庚申三月卅日 桑門固禪

『年中諸公事装束要鈔』(裏松7)

以無^(藤原貞幹)仏齋本令写之了、

寛政四年八月十八日 固禪

『天皇御元服上寿作法鈔・天皇御冠礼部類記・天皇御元服式類記』

(裏松9)

以等庭朝臣本令写之、

寛政十一年八月廿四日 固禪

『平記 長曆元年』(裏松10)

右秘記一冊、借得縫殿頭積興宿禰之本書写畢、

寛政元年初冬二日

内膳奉膳兼志摩守等庭^(濱島)

寛政十一年四月三日 令備書畢、 固禪

『春日社神宝御装束』(裏松13-1)

寛政四年五月七日 令^(藤原貞幹)藤叔子写之、後日加校、 固禪

『夜鶴書札抄』(裏松17)

以積興宿禰藏本令写之了、

寛政十一年八月二日 固禪

同三日 可校、

『又加朱』

『永和元年兼經公内大臣拜賀着陣記』(裏松18)

寛政七年八月下澣曆写訖、

縫殿頭大伴判

寛政十一年^{年三}一月九日令小童写之、 固禪

【釈文】〔○〕印および合点はすべて朱書

○古文書三卷

京御領御所跡

高陽院町四町 大炊御門以北 中御門以南 西洞院以西 堀河以東

冷泉院^町四町 二条以北 大宮以東 大炊御門以南 堀河以西

春宮町二町 中御門以南 大宮以東 春日以北 堀河以西

閑院南町一町

五条別納院四町 五条以北 大宮以東 五條坊門以南 堀河以西 滋野井

中御門西洞院一町

二条堀河一町 二条以北 堀河以東 二条以南 油小路以西

二条殿御所跡^{跡殿}二町 二条坊門以南 東洞院以東 三条坊門以北 高倉以西

京極殿御所跡一町 大炊御門以北 京極以東 春日以南 朱雀以西

冷泉々殿一町 二条以北 西洞院以西 冷泉以南 油小路以東

中御門北油小路東町内御領一所

大炊殿御所

五辻殿御堂

八条院御所并御倉庁屋等跡

三条堀河一町 三条以北 堀河以西 猪熊以東 姉小路以南

(三)

藏人所并武者所屋敷 大炊御門西洞院
西洞院面
院庁屋敷 大炊御門西洞院
大炊御門面
三条烏丸一町 三条以北 烏丸以東
姉小路以南 東洞院以西
小六条一町余 六条以北 室町以東
烏丸以西 六条坊門以南
海橋立一町 六条以南 烏丸以西
左女牛以北 室町以東
二条室町地五戸主余
三条坊門高倉地六戸主
五条京極七戸主余
塩小路大宮一町
一条御棧敷跡
万里小路 今小路以北 今出川以東
大炊御門西洞院御倉町
一条油小路一戸主四丈
三条室町一町
二条高倉領
此外
世尊寺
土御門北堀河東一町
小野宮一町 冷泉北 烏丸西
中御門京極一町 中御門北 富小路東
巖島一町 冷泉北 大炊御門南
町西 西洞院東
三条坊門南室町東頼一町
春日南京極西一町
春日南万里小路東一町
三条高倉一町
已上近代有御沙汰歟

右一卷

六条殿御修理間宛

長講堂
南二融 (隔、以下同)
母屋二融
次一融
北三融
僧座 顛倒
透渡殿
公卿座
西二融付屏
東三融付屏
中門廊五間
上中門付橋
軒廊
鐘樓
定朝堂 顛倒
同渡殿 柱少々相残
院御方常御所
同御中居付土立藪
女院御方常御所
御車寄二融
御庇 顛倒
公卿座
西端一間
東端一間
周防 玖珂庄
越前 和田庄
阿波 那賀山庄
備前 鳥取庄
備中 三村庄
美濃 鶉郷
丹後 久美庄
播磨 平津庄
丹波 前山庄
丹後 田村庄
加賀 阿波一宮
丹波 井家庄
但馬 野口牧
但馬 朝来新田庄
越前 長畝郷
同 但馬郷
同 船寄郷
同 高棕郷
丹後 宮津庄
但馬 小代庄
同 菟束庄

同廊并釣殿
朽失
池橋
御影堂
東釣屋顛倒
同東西釣屋
顛倒
同西面檜垣織戸中門
同
同北面屏
御文車宿
同
西對六間
西端二間付釣屋
次二間
次一間
東端一間付釣屋
同
東對六間
西端二間付釣屋
東端四間付釣屋
進物所在阿方釣屋
同
西
東
金殿
同
御車宿
同
四足
柱扉相殘
唐門
同
上土門
同
土門
皆損
築垣

播磨
菅生庄
但馬
久斗大庭庄
長門
阿武御領
肥前
巨勢庄
加賀
富安庄
摂津
葺屋庄
伯耆
稻積矢送庄
尾張
上門真庄
美濃
蜂屋北庄
同
六条郷
美作
真嶋庄
美濃
蜂屋南庄
同
伊自良庄
越中
新保御厨
備後
目嶋庄
信濃
市村高田庄
播磨
松井庄
安芸
吉茂庄
能登
上日本庄
同
上日本庄
大和
慈光寺

六条面
大和
八釣庄一本一尺二寸
淡路
伊賀利庄二本二尺四寸
伯耆
久永御厨七本八尺四寸
但馬
善住寺一本二尺五寸
西洞院面
山城
下桂庄三本六尺
近江
忍海庄一本二尺
淡路
福良賀集庄二本二尺
越後
吉河庄一本一尺三寸六分
越前
敦賀一本一尺三寸
美作一宮七寸二本二尺
楊梅面
美作
宇多弘見庄一本四寸
備中
兩法華堂一丈二寸
伊賀
柏野庄一本四寸
但馬
御紙田一本
能登
家田庄一本
美濃
市俣郷三本
近江
錦部保一本
甲斐
波賀利庄一本
油小路面
丹波
和久庄五本一尺五分
加賀
能美庄一本
筑後
高良社在五本一尺
桑原郷一本三寸

摂津
溝杭庄一本一尺二寸
美濃
深菅庄二本二尺四寸
伊勢
豊田御厨三本六尺九寸
周防
二嶋庄一本二尺三寸
紀伊
石垣河北一本
摂津
志宜寺三本四尺
筑前
志賀嶋一本一尺三寸
大和
雨師社一本一尺三寸六分
摂津
生嶋庄一本一尺三寸
備中
多気庄六分一本一尺三寸
筑前
住吉庄二本八寸
同
宝塔院一丈二寸
紀伊
石垣比川一本
尾張
稲木庄一本四寸
摂津
松村庄一本
越前
敦賀一本
遠江
山香庄一本
和泉
吉見菟田庄一本
美濃
草手加納郷一本
伯耆
宇多河東庄一本
丹波
野口牧二本
無足三本四尺

朽矢
河開并橋
右一卷

丹波
弓削庄

泉涌寺領所々惣別之住口〔朽損図示〕

一所 撰津国潮江庄新免

一所 尾張国毛受郷七ヶ村

一所 備中国口林軒法輪三条知行云々

一所 伊勢国四瀬本戸

一所 同国羅漢田

一所 讃岐国二村七条鞍馬御寄進

一所 若狭国遠敷西郷舍利会科所、自去年守護押領

一所 同国名田庄中村同科所

一所 伊与国矢野保安樂光院被付

一所 山城国九条比々田庄散在

一所 同国西岡田地散在

一所 同国竹田庄田地式段

一所 同国山科田地散在

一所 同国七条河原田

一所 同国法性寺田式段

一所 同国深草田式段

一所 同国新熊野屋敷

同洛中分

一所 高辻西洞院 一所 四条室町

一所 四条油小路 一所 四条富小路

一所 綾小路西洞院 一所 〇小路大宮(北方)

一所 八条猪熊

新方丈領分 散在

(三)

無量寿院領分 散在

真言院領分 撰津国大田

觀堂領分 散在

已上

秀憲 (花押影)

賢芳 (花押影)

右一卷

以尾崎玄蕃頭藏本写之

于時天明七丁未年

三月四日 (花押)

○注進腰輿御修理之事

一 御蓋 代壹貫文 四方手崎金物鈎柄 朽損之間可鐵伏敷

一 葱花 代參百文 金薄以漆置之

一 雨皮 代參貫文 生平絹四面水色 長サ八尺弘六幅

一 纏網疊 代八百文 錦四方二重縁

一 東京錦御茵 代貳貫五百文

一 加良美緋組 代壹貫文

一 油単并張筵 代八百文

一 木丸総藥 代八百文 四方テアリ

一 金物所々 代參貫文 檻并地盤 打金物等

一 柱四本 代五百文 木口金物アリ、矢ハス 黒漆、雨儀ニ被用之

一 吳床 代壹貫文 檻木柱八本、鐵打金 物アリ、差網等

一 惣塗 代參貫八百文折中分

一 表裏筵 代參百文

已上拾八貫八百文

(七)

一覆張可被用古物之間、不注申、
右為折中分注進如件、

永正十二年六月 日 行事官左史生
宗岡行賢上

右一帖、以積興宿禰藏本写之、

天明七年七月九日 (花押)

○古文書三通

(1)(2)は略、本文参照

下京東畠 諸役人衆知行方

秀頼様御屋敷とて其以来不足分、

高百卅七石二斗一升六合一夕

右之内替地渡申候覺

老石四升二合三夕 寺町つきぬけ

老石 綾小路

老石七斗四升六合四夕 茶臼屋町

三石二斗二合五夕 仏光寺東頼

老石四斗四升五合三夕 かちや町

八石六斗六合七夕 吉文字町

十石六升老合 筋屋町

四石二斗七升 田原町

三石三斗二升四合 堀はた町

合卅六石三斗八升六合二夕

四石四斗二升 二郎衛門櫛

老石八斗四升八合 城南櫛

八斗老升二合 同人

老石五斗一升 与左衛門櫛

(一六)

(3)

合八石五斗九升

三石 直務布毯

二石五斗一升三合九夕 直務隼人

四石三斗 直務図書

合九石八斗一升三合九夕

惣合五十四石七斗九升一夕有米

残八十三石四斗二升六合不足分

慶長(六)

十月廿八日 衛士

召使 (花押影)

堀川 (花押影)

越中

佐

盛勝 (花押影)

忠重 (花押影)

官務

右一通

右三通、從伴積興宿禰借之謄写畢、

寛政四壬子年正月九日

(花押)

○古文書 五通

雅久宿禰勘文

禁裏御法事中公事例

一寛治元年六月廿四日、於清涼殿大般若御読経結願也、

同日、廿一社奉幣定也、

(一七)

一建仁元年五月廿一日、最勝講結願也、

同日、衆僧集会之後、祈雨奉幣也、

一文永二年六月廿二日、御修法中也、

同日、被勘伊勢太神宮次第日時、

一聖正日公事例

建長元年七月七日、白川院御正忌也、

同日、八社奉幣也、

弘安十一年七月七日、賀茂一社奉幣也、

一五月諸社遷宮例

貞觀五年五月廿二日、山城国広幡社遷宮也、

徳治三年五月廿二日、日吉客人社遷宮也、

享徳三年五月十日、近衛前殿(房廊)下鎮守社春日遷宮也、

此外各先規猶存之、

右一通 ①

御追号 勅答

左大臣公興公

旧主追号事、後陽成院・後土御門院両号共以無巨難、後土御門院者

雖有存子細、云御流云皇居之号、似有其寄哉、此上事宜在時議矣、

前関白

旧主追号事、両号内後陽成院可然候哉、

右一通 ②

准后御影御衣之事

就被書故准后御影御衣之事、可為如何様哉、所見不詳候、凡尋常者

公私共以五衣勿論歟、其内可然之御方七八或十なと随分被用事候、

色當時儀萩・女郎花捻重等可宜候歟、委事不得才学之由被申入候哉、

右一通 ③

任大臣日時勘文

沢申 任太政大臣日時

今月廿二日乙酉 時亥

貞和四年十月廿日 陰陽助安倍朝臣親宣

右一通 ④

和泉国衙分事 除信太郷

下条郷廿八石

吉見庄地下十二石

麻生郷はり廿石

下男守護請 五十貫文

菱木地下十貫文

新免上郷地下請 十五貫文

山直郷十石

万代庄地下十六石

軽部郷十八石

此外押領在所

八木郷島山中務少輔殿

加守郷さか三合院

上条郷讚岐殿

深井郷春日御師 但御直進也、

文明十五年七月 日

右一通 ⑤

以上五通、以積興宿禰所藏書写之、

寛政四年正月十日 (花押)

○庄園古文書

修理職雜掌謹文言上

禁裡御修理料所灰方新田事

右子細者、山城国大江御杣内灰方荒野新田者、中古以来供御人等称新

田御年貢備進之間、紫宸殿為御修理料所被定置也、更非公文自余之知

行、而動善峯法師雖掠給御判、被棄措之条明鏡也、文正・延徳等御沙汰之次第被尽淵底者哉、早為被退妨、粗謹文言上如件、

永正五年十一月日

右一通 ①

右御れう所、おくら(清)の宮の御あとの事(備)せんねんしるへき(守)さいし(秀)よたつ(中)ね(守)いたし申上へき(料)の由れん(不)くおほ(倉)せいたさる(護)、により、この御跡の事申

さ(在)たいたす(所)によつて、しよ国所々御代くわんしきおなしく三ふん一とく
たさるへきのよし、りんし(論)御ほうしよをなしくたされ、おほせつ(奉)けられ、
さ(相)ほいなき所に、さんぬる文明三年に畠山のく(官)ないのせうまさ(内)国(少)そせう(輔)
に及といへとも、如此のしさいこてん(故)そう(伝)ひろ(奉)はし(廣)殿をもつて申ひらく
により、ゑ(敷)いり(應)よかたしけなくきこしめし(應)いられ、さる所にかのまさ
国又ふけ(武)へそせうをいたすといへとも、此しさい申上について、きは(乘)の
御七(務)いは(少)をなされ、今にさほうなき所に、いく程なく其弟いとて中
つかさ(務)のせう、まさちかそせう(忠)におよふ(節)てう、ゆわれなきしたいなり、
すてに御れう所申さたのちう(忠)せつによつて、ひて数におほせつ(節)けらる、
うへハ、かのまさちか、けい(競)はう(望)をと、むへきよし、おほせいたされハ、
いよくかたしけなくかしまり入そんすへきものなり、仍言上如件、

文明十五年三月 日

右一通 ②

山城国美豆御牧内左馬寮領下司職之事、帶数通御判御下知等、任当知行旨、弥可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

永祿七十二廿九

左衛門尉判
備前守判

安禪寺殿雜掌

当御代下知
禁裏御料所左馬寮山城国美豆牧本役錢拾八貫文并公事物等之事、帶度々御下知当知行之上者、早任光源院殿御成敗之旨、可致其沙汰之段被成奉書訖、弥可被領知之由所被仰下也、仍執達如件、

永祿十一十二廿三

前信濃守判
散位判

菊亭雜掌

禁裡御料所左馬寮領城州美豆牧事、於下司職者、对安禪寺殿雖被成御下知、至本役拾八貫文者、度々任奉書旨未進当納共以先々可沙汰渡菊亭家代官、更不可有難渋之由所被仰出之状如件、

永祿七

十二廿八

晴長判
光俊判

光源院殿御下知
安禪寺殿下司職之事

当所名主百姓事

禁裏御料所左馬寮領山城国美豆牧本役錢拾八貫文并公事物等事、永徳二年以來当知行之所、近年未進連々云々、太不可然、所詮如先々可致其沙汰之段被成御下知畢、早被存知之、弥可被全領知由所。仰下也、仍執達如件、

永祿十一十二

信訪判
信濃守判
備前守判

菊亭家雜掌

右四通一卷 ③

美濃国大樽庄、加賀国井家庄内谷子村・笠野村兩方、能登国家田庄、丹波国弓削庄、播磨国多可庄等地頭職事、可有御管領候、以此旨可令奏達給候、尊氏恐惶謹言、

建武四年八月卅日 左兵衛督足利尊氏 (花押影)

右一通 (4)

謹所奉壳渡梅宮御領字菟田老所事

合老段半者、

右件田、依有直錢式貫要用、相具本券文、主水允兼佐朝臣永代々所奉壳渡明白也、更以不可有後日沙汰之状謹言、

文治六年三月十九日 平 (花押影)

右一通 (5)

当御寺領撰州四ヶ庄内式拾石事、被任御当知行旨、弥御寺納不可有相違状如件、

天正十一

十一月廿二日 秀吉 (花押影)

欠損・残画表示あり
寺殿雑掌

右一通 (6)

御門跡領諸国所々并八幡田新八幡田同寺辺敷在方々末寺以下事、任御当知行之旨御管領不可有相違候也、恐々謹言、

四月廿九日 義政足利 (花押影)

勸修寺殿

右一通 (7)

以上以積興宿禰本書写之、

寛政四年正月十日 (花押)

古文書 二通

天下安全御祈禱事、近日殊可令致精誠之状如件、

康安二年正月十八日 (花押影)足利義満

亭子院長老

(一九)

右一通

所召加祈禱人数也、殊可致精誠之状如件、

至徳三年三月十七日 (草名影)足利義満

中務権少輔殿

右一通

以上二通以積興宿禰本書写、

寛政四年正月十日 (花押)

【校異一覽】

ここでは両本の異同すべてを列挙することはせず、裏松本によって謄写本の誤りを校訂しうる箇所のみをあげるにとどめた。また、釈文を付した部分については省略した。なお、裏松本は虫損が進んでいるため、逆に謄写本によってその欠を補える箇所も少なくない。

以下、謄写本の丁数と表裏・「行数」(おおよその目安として使用された)・謄写本の字句・裏松本の字句、の順で掲げる。

四才「四」かうーこう／六才「五」ちやうーひやう／八才「四・割書」物ー櫃／八ウ「五・割書」三升ー三升／九ウ「三・割書」下御分ー上御分、寮預ー寮頭／二才「六」下司の肩に「傍注云」とあり／一三ウ「六」雙ー隻／一八才「九」給ー僧／二五才「七」東鯨ー東鯨／二八ウ「八」御ふくー御ふみ／二九ウ「七」何啓ー仍啓「一〇」至ー到「一七」政ー故／三〇才「五」題田ー題田「二四」和山ー北山、悉我ー悉載／三一ウ「二」天保ー天明／三二才「三」五ー崗／三三ウ「八」歟ー歟／三三才「五」千里ー千里「六」牽ー聖／三三ウ「五」不作ー所作／三四才「八」兼賢ー兼賢／三八ウ「五」行末に「同年」あり／三九ウ「七」此等ー此第／四〇才「二三」手(カ)ー午「一七」官東行ー官東門「二八」内侍ー典侍／四〇ウ「二」割書」下緒ー下括「五・

傍書」官人車―官人車／四一才「七割」江―紅「二三」十三日―十二日
「二五」書写誌―書写誌「二八」延慶三年―延慶二年／四二才「二」置
事」の上に朱丸あり「二二」五人―五尺／四二ウ「五・割書」之―者／
四三ウ「五」又利―文利／四四才「八」等―第「二一・朱割書」字行―
字形／四七ウ「五」改弁―頭弁「五・割書」■―直「八・割書」着―黒
／四八才「二二」□「雅カ」―雅／四八ウ「二二割書」忌―忘／五二才
「二四」□―三／五二ウ「二〇・朱傍書」川―河／五四才「七」大」の
肩に『同』（朱字）と傍書あり／五五ウ「八・割書」菟―荒／五六才
「四・割書」借―供／六〇才「二二」兩―雨／六〇ウ「二〇割書」二十―
廿／六三才「一〇」松―杜（カ）／七五才「二六」持□（空白）―持之
／七八ウ「二四」服―脇／七九才「二」笏―易／八〇才「二」容―客／
八一才「五」道（カ）―常／八二才「七」□□（虫損）―なと／八三才
「二一・二二行間」公□卿―公麗卿／八三ウ「四」□院―閑院「七」□
□く―しやく／八四才「七」高―尊／八四ウ「七」□―近／八九ウ「六」
相―可／九〇才「二三」父―丈／九二才「八」た―さ／九六才「三三」府―
関